

金沢大学大学院法務研究科
2015年度「法理学」定期試験
2月3日(水) 8:45-10:15 実施
出題: 足立英彦
解答・解説(暫定版)(70点満点)

1. つぎの語句を簡潔に説明しなさい。(各4点)

(a) 反対の関係

解答 反対の関係とは、同時に真となる場合がない関係のことである。

(b) 消極的権利と積極的権利

解答 消極的権利とは他者に対して不作為を求める権利であり、積極的権利とは作為を求める権利である。

(c) 制度的行為

解答 制度的行為とは、規範を定める行為のことであり、授權規範によって権限を与えられた者のみが行うことができる。

解説 2014年度法務研定期試験1(d)で出題。

(d) 法解釈

解答 法解釈とは、制定法の文言が含むうる意味内容の範囲内で、その意味内容を確定し論証することである。

解説 2013年度法務研定期試験2(c)で出題。論証(正当化)に言及していなければ2点減。

(e) 反法律的法形成 (contra legem)

解答 反法律的法形成とは、事実に応用すべき制定法は存在するものの、それを適用することはあまりに耐え難く正義に反すると考えられる場合に、その制定法とは両立しない法規範を形成することである。

解説 2014年度法学類定期試験1(d)で出題。

2. つぎの推論は妥当か。真理表を用いつつ説明しなさい。(各5点)

(a) $A \rightarrow B$ ゆえに $A \leftrightarrow B$

解答

		前提		結論	
A	B	$A \rightarrow B$	$A \leftrightarrow B$	$A \rightarrow B$	$A \leftrightarrow B$
1	1	1	1	1	1
1	0	0	0	0	0
0	1	1	0	1	0
0	0	1	1	1	1

この推論において前提が真の場合は1, 3, 4行目であるが、そのうち3行目で結論が偽

となっている。すなわち、この推論には A が偽で B が真の場合という反例がある。したがってこの推論は妥当でない。

解説 双条件法の命題 $A \leftrightarrow B$ の真理表を正しくかけていない答案が複数あった。この命題と $A \rightarrow B \wedge B \rightarrow A$ は論理的に同値であることを思い出してほしい。

(b) $A \rightarrow C$ ゆえに $(A \wedge B) \rightarrow C$

解答

			前提		結論
A	B	C	$A \rightarrow C$	$A \wedge B$	$(A \wedge B) \rightarrow C$
1	1	1	1	1	1
1	1	0	0	1	0
1	0	1	1	0	1
1	0	0	0	0	1
0	1	1	1	0	1
0	1	0	1	0	1
0	0	1	1	0	1
0	0	0	1	0	1

この推論において、前提が真の場合は 1, 3, 5, 6, 7, 8 行目であり、そのあらゆる場合に結論は真となっている。したがって、この推論は論理的に正しい。

3. 法規範の競合について、「排他的規範競合」、「択一的規範競合」及び「累積的規範競合」という語を用いつつ説明しなさい。(20 点)

解答

法規範の競合とは、複数の法規範のそれぞれの要件が一部または全部一致することである。このような場合、一つの事実に対して複数の法規範が関係することになるので、最終的な法規範を形成する前に、そもそもどの法規範が適用可能なのかを検討しなければならない。

まず法規範の要件に着目すると、規範競合は排他的規範競合と非排他的規範競合に分類できる。排他的規範競合とは、一方の規範の要件が他方のそれより特殊であるとみなせる場合の規範競合のことである。一方の要件が他方のそれより特殊であるとは、前者に該当する事実の集合が、後者に該当する事実の集合の部分集合であるということである。両者のこのような関係は、前者の要件に、後者の要件を構成する条件がすべて含まれ、さらに前者には少なくとももう一つ別の条件が含まれる場合に成立する。このような規範競合があり、より特殊な要件に該当する事実がある場合には、「特別法は一般法を破る」という原則に従い、より特殊な要件を定める法規範が適用され、より一般的な要件を定める法規範は適用されない。

つぎに法規範の効果に着目すると、非排他的規範競合を択一的規範競合と非択一的（累積的）規範競合に分類できる。択一的規範競合とは、一方の規範の要件が他方のそれより特殊

とはいえ、かつ双方の規範の効果が同時に両立しえない場合の規範競合のことである。この場合、二つの法規範を同時に適用することはできないので、一方の法規範を無効とみなすか、例外を設けるか、または、二つの法規範の要件が重ならないような解釈を採用しなければならない。

非択一的規範競合とは、一方の規範の要件が他方のそれより特殊とはいえ、かつ、双方の規範の効果が同時に両立しうる場合の規範競合を指す。法規範の効果が積み重なるという意味で、累積的規範競合と呼んでもよい。この場合、二つの法規範は同時に適用される。解説 法規範の競合全般、排他的規範競合、択一的規範競合、累積的規範競合の説明それぞれに5点を与えた。

4. 法の欠缺について、公法の場合と私法の場合に分けて説明しなさい。(20点)

解答

法の欠缺とは、法適用者にとって必要と考えられる法規範が、法律の文言の可能な意味内容の範囲内には見いだせないことである。すなわち、問題となっている事例に適用できるような要件をもつ一般的法規範を法源から形成することができないことである。

法の欠缺は公法の体系内では例外的である。公法は、非常に大まかにいえば国と国民の関係を規律する法令である。すなわち、国民は国に対してどういった行為(作為・不作為)を義務づけられ、許されているのか、また、国は国民に対してどういった行為を義務づけられ、許されているのかを定める法令である。

ところで、憲法13条は包括的な自由権を定めている。したがって、国民は、法令で義務づけられていないあらゆる行為についての自由を有している。つまり、国民の行為のうち、法令が作為・不作為の義務を課していないものについては、憲法によって包括的な自由が認められているので、国民の行為について法の欠缺は存在しえない。

また法治国家原則によれば、国の行為のうち、国民の行為を制限するものは、憲法適合的な法令に基づくものでなければならない。そのような法令に基づかない国の行為は、包括的に禁止されている。国民の行為をまったく制限しないような国の行為については、法令が何も規定していないということはあるし、そのような行為について法令上の根拠が必要か否かについては、行政法学上、争いがある。しかし、国民の行為をまったく制限しない国の行為は、国の行いうる行為の中では比較的例外的であり、したがって、国の行為についても原則として法の欠缺は存在せず、仮に存在するとしても、国民の行為とは全く関わらないような例外的な場合のみである。

これに対して、私人間の関係では、私的自治の原則があり、私人が立法者である。したがって、ある行為について当事者が何も決めておらず、その行為に対する任意規定もないならば、法の欠缺があることになる。

解説 2013年度法学類定期試験6において、「公法における法の欠缺について説明しなさい」という出題をした。法の欠缺全般の説明に5点、公法における欠缺の説明に10点、私法における欠缺の説明に5点を与えた。

5. 講義に対するご意見, ご感想, 改善提案等があれば, 答案用紙に記入してください。(任意)
回答 可能世界・理想世界の説明が理解できなかった, という指摘がありました。来年度はもう少し平易な説明を試みます。

参考情報 (2015 年 2 月 11 日現在)

● 定期試験結果

履修登録数	定期試験受験者数	放棄	定期試験平均点	総合平均点
6	6	0	52.3	76.8

定期試験上位得点者: 62 点 1 名, 60 点 1 名。

● 総合評価

S(100-90)	A(89-80)	B(79-70)	C(69-60)	不可 (59-0)	放棄
0	2	2	2	0	0

総合上位得点者: 87 点 1 名, 85 点 1 名

以上